

令和3年第2回摂津市議会定例会

議案参考資料
(条例関係)

令和3年6月10日提出

摂 津 市

目 次

議案第 4 0 号	摂津市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件	・・・	1
議案第 4 1 号	職員等のサービスの宣誓に関する条例及び摂津市固定資産評価審査委員会 条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	6
議案第 4 2 号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例制定の件	・・・	8
議案第 4 3 号	摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	11

摂津市個人情報保護条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(訂正の実施等)</p> <p>第 23 条 略</p> <p>2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣</u>及び番号利用法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(訂正の実施等)</p> <p>第 23 条 略</p> <p>2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号利用法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 9 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項及び第 19 条第 10 号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第 5 条 法第 19 条第 10 号の規定による特定個人情報の提供は、別表の第 1 欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第 2 欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が、同表の第 3 欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下この項において同じ。)に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項及び第 19 条第 11 号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第 5 条 法第 19 条第 11 号の規定による特定個人情報の提供は、別表の第 1 欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第 2 欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が、同表の第 3 欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下この項において同じ。)に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な</p>

同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

摂津市手数料条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行		改 正 案																																					
<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住民基本台帳、<u>個人番号カード</u>及び印鑑登録に関する事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア イ オ</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>円 略</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>個人番号カードの再交付</td> <td>1件</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>印鑑登録証明書の交付</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(12) 略</p> <p>(手数料の免除)</p>			事務	区分	手数料の額	ア イ オ	略	略	円 略	カ	個人番号カードの再交付	1件	800	キ	印鑑登録証明書の交付	略	略	ク	認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付	略	略	<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住民基本台帳及び印鑑登録に関する事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア イ オ</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>円 略</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>印鑑登録証明書の交付</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(12) 略</p> <p>(手数料の免除)</p>			事務	区分	手数料の額	ア イ オ	略	略	円 略	カ	印鑑登録証明書の交付	略	略	キ	認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付	略	略
	事務	区分	手数料の額																																				
ア イ オ	略	略	円 略																																				
カ	個人番号カードの再交付	1件	800																																				
キ	印鑑登録証明書の交付	略	略																																				
ク	認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付	略	略																																				
	事務	区分	手数料の額																																				
ア イ オ	略	略	円 略																																				
カ	印鑑登録証明書の交付	略	略																																				
キ	認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付	略	略																																				

第4条 略

(1)～(4) 略

(5) 第2条第2号の表カの項に規定する個人番号カードの再交付で、再交付がやむを得ない場合として規則で定めるとき。

(6) 略

第4条 略

(1)～(4) 略

(5) 略

職員等のサービスの宣誓に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名[㊟]</p>	<p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>

摂津市固定資産評価審査委員会条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(審査の申出) 第4条 略 2・3 略 <u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の 社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人、審 査申出人が総代を互選した場合にあつては総代、審査申出 人が代理人によって審査の申出をする場合にあつては代 理人)が押印しなければならない。</u> 5 略 6 略</p>	<p>(審査の申出) 第4条 略 2・3 略 4 略 5 略</p>

摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 4 章 略</p> <p>第 5 章 事業所内保育事業(第 43 条—第 49 条)</p> <p>附則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第 3 号</u>において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 4 章 略</p> <p>第 5 章 事業所内保育事業(第 43 条—第 49 条)</p> <p><u>第 6 章 雑則(第 50 条)</u></p> <p>附則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、その他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。以下同じ。)に限る。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2・3 略

4 略

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 略

5 前項の場合(同項第2号に該当する場合に限る。)において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のもの

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、その他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。以下同じ。)に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2・3 略

4 略

(1) 市長が、法第24条第3項(法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 略

5 前項の場合(同項第2号に該当する場合に限る。)において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のもの

に限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

に限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

第6章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

摂津市立集会所条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" data-bbox="271 603 1088 1106"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市立第44集会所 (新西老人常設集会所)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>摂津市立第45集会所</u> <u>(三宅老人常設集会所)</u></td> <td><u>千里丘東二丁目5番2号</u></td> </tr> <tr> <td>摂津市立第46集会所 (和道老人常設集会所)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	摂津市立第44集会所 (新西老人常設集会所)	略	<u>摂津市立第45集会所</u> <u>(三宅老人常設集会所)</u>	<u>千里丘東二丁目5番2号</u>	摂津市立第46集会所 (和道老人常設集会所)	略	略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" data-bbox="1171 603 1989 1013"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市立第44集会所 (新西老人常設集会所)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市立第46集会所 (和道老人常設集会所)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	摂津市立第44集会所 (新西老人常設集会所)	略	摂津市立第46集会所 (和道老人常設集会所)	略	略	略
名称	位置																						
略	略																						
摂津市立第44集会所 (新西老人常設集会所)	略																						
<u>摂津市立第45集会所</u> <u>(三宅老人常設集会所)</u>	<u>千里丘東二丁目5番2号</u>																						
摂津市立第46集会所 (和道老人常設集会所)	略																						
略	略																						
名称	位置																						
略	略																						
摂津市立第44集会所 (新西老人常設集会所)	略																						
摂津市立第46集会所 (和道老人常設集会所)	略																						
略	略																						